

令和2年6月1日

お客様各位

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について（緊急事態宣言解除後）

新東昭不動産株式会社

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。
弊社では当局の緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として原則在宅勤務としておりましたが、同宣言が解除されたことから6月1日をもって下記の通り当面の対応方針を見直しております。

皆様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■当面の対応方針

引き続きテレワーク活用などによる在宅勤務を一部継続するとともに、出退勤時間の弾力的運用等によりお客様や従業員の安全確保と感染拡大防止に努めてまいります。

■お問合せに関して

出退勤時間の弾力的運用により代表電話の受電時間を9時30分から16時30分までに短縮させて頂いております。お急ぎの場合は、各営業担当者の携帯電話に直接お電話いただくか、メールにてご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

尚、連絡先がご不明な場合は、当社ホームページのお問合せ画面上で、お問合せフォームへご入力をいただきますようお願い申し上げます。

以上